

技 第 571 号  
令和5年1月17日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長

島根県検査書類限定型工事試行要領の制定について（送付）

島根県が発注する公共工事の竣工検査時において、監督職員と検査員の重複確認を廃止、受注者における説明要資料等の書類削減により、検査の時間短縮及び効率化を図るため、一定の条件を満たす工事の竣工検査において、検査時に必要とする書類を限定することとし、島根県検査書類限定型工事試行要領（以下「試行要領」という。）を定め、下記のとおり施行しますのでお知らせします。

なお、本試行要領は島根県のホームページに掲載します。

記

1 試行要領

別添のとおり

2 適用

令和5年2月1日以降に竣工検査を行う工事のうち、試行要領2 試行対象工事に該当し、受注者が認めた工事。

3 留意事項

当分の間、試行対象工事は各県土整備事務所及び隠岐県土局発注工事とする。

4 公表HP

島根県／環境・県土づくり／技術管理（技術管理情報）／品質管理・成績評定・工事成績ランキング・表彰／○品質管理／

（問い合わせ先）

技術管理課 工事情質管理スタッフ 電話 0852-22-5389